

ふくいバーチャル文化芸術祭 ＜令和4年度募集要項＞

1 事業概要

ふくいバーチャル文化芸術祭は、市民等が誰でも参加できる文化芸術の発表の場と鑑賞・人気投票の場をオンライン上に設け、優れた作品を顕彰するとともに、受賞作品の鑑賞の場を提供する事業です。

アートやエンターテイメント、伝統芸能、ストリートカルチャー、アニメ、クラフトなど、様々な文化や芸術分野の広範で多彩な表現の動画作品をお待ちしています。

2 募集テーマ

HAPPY！

3 募集期間 ※ 令和4年9月16日更新 募集期間を延長しました

令和4年7月1日（金）～令和4年10月10日（月）

4 応募資格

福井市内に住むか、関わりのある個人及び団体。

※プロ、アマチュアを問いません。

※複数の応募が可能です。

※学校の部活動や公民館活動等の活動発表としても応募できます。

ただし、15歳未満の個人は、保護者が応募してください。また、18歳未満は、保護者の同意が必要です。

5 募集する動画

動画は、下記ア～クに沿って制作し、原則、応募者自身のYouTubeチャンネルへアップロードしてください。

ア 文化芸術に関する作品であること。

（分野や動画の例はQ&A Q2, Q3 (P7) をお読みください。）

イ 自分の考える「HAPPY！」を表現した作品であること。

ウ 2分以内の動画であること。2分を超える動画は受け付けできません。

エ 新たに制作または、既存作品を新規にアップロードした作品であること。

（詳しくはQ&A Q8 (P7) をお読みください。）

オ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、撮影場所や方法等も「3密」を回避したものであること。

カ 応募した作品は、少なくとも令和5年3月31日まで公開すること。

キ 撮影メディアは問わない。画質は審査の対象外です。スマートフォンで撮影編集

した作品も応募可能です。

- ク 応募者が作品の著作権を有していること。作者（著作権者）以外が応募する場合は、必ず著作権者に承諾を得てください。（応募作品の著作権と作品の取扱いについては、応募規定特記（P5）をお読みください。）

6 応募手順

ご自身の YouTube チャンネルへ応募する動画をアップロード後、ホームページ内の応募フォームから応募してください。

原則、ご自身や団体の YouTube チャンネルでのアップロードと応募をお願いしておりますが、作成が難しい場合は福井市文化振興課へご連絡ください。

【手順1】ご自身の YouTube チャンネルに、応募する動画をアップロード

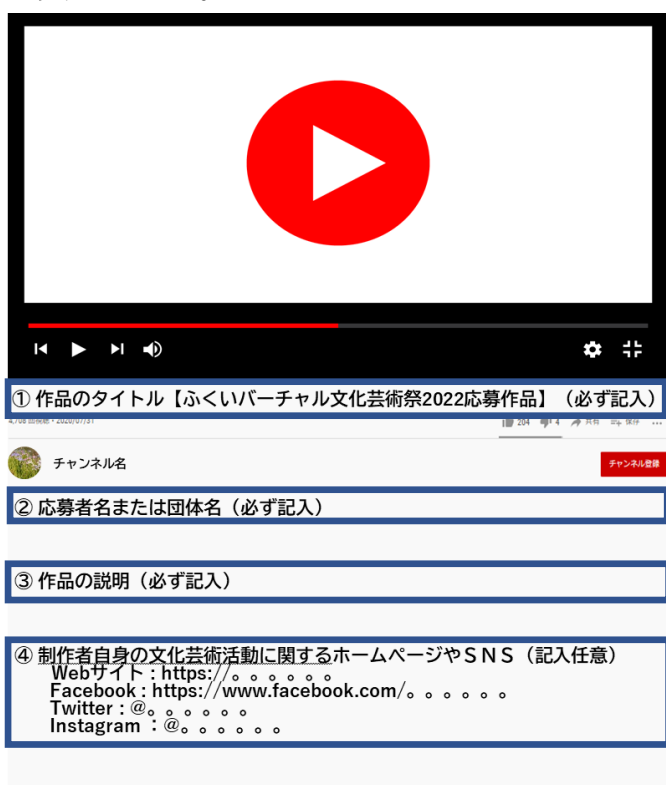
アップロード時は下記の<YouTube アップロード時に記載する内容>を確認してください。不備があると失格となる場合があります。

<YouTube アップロード時に記載する内容>

下記のとおり、①から④の内容を記入後、動画を「公開」または「限定公開」に設定してアップロードしてください。

なお、④の記入は任意です。応募者自身が、文化芸術活動を広報する目的で開設しているホームページや SNS を記入してください。ない場合や公表したくない場合は記入不要です。18 歳未満で保護者の同意がない場合は記入しないでください。主催者が適当でないと判断した場合は、削除をお願いすることがあります。

また、掲載したことにより損害やトラブルが生じた場合、主催者はいかなる責任も負いません。



The image shows a screenshot of a YouTube video upload form. The video player area contains a large red play button. Below the player, there are four text input fields, each with a blue box around it and a blue arrow pointing to a numbered instruction on the right. The fields and their corresponding instructions are:

- ① 作品のタイトル【ふくいバーチャル文化芸術祭2022応募作品】（必ず記入）
①作品タイトルの後に【ふくいバーチャル文化芸術祭 2022 応募作品】と記入してください。
- ② 応募者名または団体名（必ず記入）
②応募者名または団体名を記入してください。（本名である必要はありません。応募フォームへの記入と一致させてください。）
- ③ 作品の説明（必ず記入）
③応募作品の説明を記入してください。審査の際に参考としますので、作品を通じて表現したことやアピールポイントなどをご記入ください。
- ④ 制作者自身の文化芸術活動に関するホームページや SNS（記入任意）
Webサイト：https://.....
Facebook：https://www.facebook.com/.....
Twitter：@.....
Instagram：@.....
④応募者自身が、文化芸術活動を広報する目的で開設しているホームページや SNS を記入してください。（任意）

【手順2】事業ページ内の応募フォームから応募

<応募フォームへの記載事項>

応募者名・団体名、本名（団体の場合は担当者名）、連絡先（電話番号、メールアドレス）、年齢（18歳未満は保護者の同意が必要です。15歳未満は、保護者から応募してください。）等

※応募内容の確認のために問い合わせをする場合があります。応募後、連絡先を変更した場合は、速やかにご連絡ください。連絡がつかない場合は、応募を取り消す場合があります。

7 開催及び人気投票期間

令和4年10月17日（月）～令和4年11月16日（水）

8 審査

令和4年12月予定

応募作品の中から受賞作品9作品を選考します。

下記の審査基準とは異なる基準で選考する特別賞も予定しています。

<作品の審査基準>

- ①人気投票獲得数（公開期間の人気投票の得票数）
- ②テーマ性（募集テーマ「HAPPY！」が上手く反映されているか）
- ③表現性（作者の意図が十分に表現されているか）
- ④独創性（作品全体にオリジナリティやユニークさがあるか）
- ⑤文化芸術性（芸術性の高さ、創造性に富んでいるか）
- ⑥完成度（鑑賞者に健全な感動を与えようとする作り込みがされているか）

9 授賞及び展示

（1）受賞作品発表及び授賞式

令和5年1月予定

※受賞者には審査会後にメールでお知らせします。

（2）受賞作品の副賞 ※副賞の送付は、国内に限ります。

最優秀賞（1作品） 賞状、楯、賞金5万円

優秀賞（2作品） 賞状、楯、賞金3万円

審査員特別賞（6作品） 賞状、楯

（3）受賞作品の放映及び展示

令和5年2月予定

受賞作品をハピテラス大型ビジョンはじめ福井市施設で放映し、作品紹介パネル展等を行う予定です。

(4) その他

受賞後に虚偽の申告など、募集要項に違反していることが判明した場合は、受賞を取り消し、副賞等を返還していただきます。

10 個人情報の取扱い

応募により取得した個人情報は、応募規定特記の利用目的の範囲内で使用し、適切に管理します。詳しくは、応募規定特記（P5）を必ず確認してください。応募をもって、応募規定特記内容につき応募者及び作者の同意を得られたものとしします。

11 主 催

福井市

12 その他

本募集要項に定めがあるもののほか、事業実施に必要な規定は別に定めます。

<問い合わせ先>

※質問等は、メールまたは電話で受付しております。

福井市商工労働部観光文化局 文化振興課
TEL 0776-20-5367（平日 午前8時30分～午後5時15分）
FAX 0776-20-5670
E-mail b-shinkou@city.fukui.lg.jp

ホームページ

<https://fukui-virtual.machidukuri.fukui.jp/>
もしくは、右記二次元コードを読み込んでください。



<応募規定特記>

応募者は、下記「応募規定特記」の内容を確認してから、応募申込をしてください。
応募をもって、応募者及び作者の同意を得られたものとします。

○応募作品の著作権と作品の取扱いについて

- ア 応募者は作品の著作権を有することが必要です。作者（著作権者）以外の方が応募する場合は、必ず著作権者に承諾を得てください。
- イ 作品中に使用される美術、写真、音楽、映像等については、必ず著作権者の許諾を得た上で応募してください。第三者からの権利侵害、損害賠償等の主張がなされたとしても、応募者が自らの責任で対処することとし、主催者は一切の責任を負いません。
- ウ 応募に伴う一切の費用は、応募者の負担となります。
- エ 審査の状況によっては追加資料の提出が必要となる場合があります。
- オ 応募作品の審査経過、結果についての問い合わせにはお答えできません。
- カ 審査過程の範囲に限り、応募された作品・資料について複製等の行為をさせていただく場合があります。
- キ 応募によって作品の著作権が主催者へ移転することはありません。ただし、受賞作品は、主催者による受賞作品発表、受賞作品展示、広報及びその他関連事業において、複製、放映、公衆送信（放送・ウェブサイトによる公開）、翻訳・翻案等の行為を無償でさせていただくことがあります。
また、受賞作品等は、福井市ホームページで公表するため、要項に定める期間を超えて YouTube 公開をお願いすることがあります。

○募集対象外の動画

- ア 応募者以外の作品を無断で使用するなど、第三者の著作権、肖像権、商標権、所有権、その他の権利を侵害するもの
- イ 商品やサービスの販売活動を目的とするもの
- ウ 特定の個人または団体を誹謗中傷する内容が含まれるもの
- エ 公序良俗や法令に反する行為、宗教や政治等に関する宣伝・主張を含むもの
- オ 暴力的な表現やみだらな表現、差別につながるような主張（特定の民族や国籍の人々に対する不当な差別的言動を含む。）を含むもの
- カ 応募者等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）などであるもの
- キ YouTube の利用規約を遵守していないもの
- ク その他、福井市が不適切と判断するもの

○個人情報について

応募者の個人情報は、以下の利用目的の範囲内でのみ利用いたします。

(1) 利用目的

- ア 応募作品についての確認事項連絡

- イ 審査結果の通知
- ウ ふくいバーチャル文化芸術祭関連事業に関するご案内
- エ ふくいバーチャル文化芸術祭関連の展覧会や募集などに関するご案内
(ウおよびエは、希望されない場合は、申し出により停止します。)
- オ ふくいバーチャル文化芸術祭の向上に役立てるための統計分析
- カ ふくいバーチャル文化芸術祭受賞者のマスメディア及びウェブサイトへの
公表
(作品名、氏名、所属等公表内容は事前に本人に連絡し、確認します。)
- キ 上記目的以外で必要が生じた場合は、本人の承諾を得た上で利用することと
します。

(2) 第三者への開示・提示

応募者の個人情報を、本人の同意なく第三者へ開示・提供しません。

なお、法令により開示が求められる場合はこの限りではありません。

ただし、ふくいバーチャル文化芸術祭の実施に必要な範囲で業務委託先に開示することがあります。

< Q & A >

Q1 応募の際に、出品料はかかりますか。

応募は無料です。
ただし、作品の制作や応募に伴う一切の費用は応募者の負担となります。

Q2 どのような分野を募集するのですか。

文化や芸術に関するあらゆる分野の作品を募集します。
例えば、音楽（コーラス、楽器の演奏など）、美術、デザイン、建築、写真、演劇、舞踊（邦舞、洋舞、ダンスなど）、ストリートカルチャー、映画、文学、漫画、アニメーション、イラスト、伝統芸能（吟詠剣詩舞、能楽など）、落語、漫談、漫才、茶道、華道、書道、食文化、クラフト・手芸、囲碁、将棋などがあげられます。
例示した以外にも、多くの文化や芸術の分野があります。

Q3 どのような動画を募集するのですか。

文化や芸術に関する2分以内の動画であれば、どんな動画でもOKです。

【動画の例】

- ・パフォーマンス（楽器演奏、ダンス、朗読、合唱など）
- ・映像作品（アニメーション、ドラマ、ドキュメンタリーなど）
- ・美術やイラストなどのライブ制作
- ・地域の文化活動や歴史の紹介
- ・学校の部活動やサークル活動の発表 など

Q4 公民館活動で参加できますか。

公民館活動や公民館自主グループ活動の活動発表としても参加できます。

Q5 学校の部活動やその他の活動で参加できますか。学校のYouTubeチャンネルがないのですが、どうしたらいいですか。

学校の部活動等の活動発表としても参加できます。学校のYouTubeチャンネルが無い場合は福井市文化振興課へお問い合わせください。

Q6 自身や団体のYouTubeチャンネルでの応募は必須ですか。

原則、ご自身や団体のYouTubeチャンネルでのアップロードと応募をお願いしておりますが、作成が難しい場合は福井市文化振興課へお問い合わせください。

Q7 参加にあたって年齢制限はありますか。

未成年の場合、応募するにはどのようにしたらいいですか。

参加に年齢制限はありません。
ただし、15歳未満の個人は、保護者が応募してください。
また、18歳未満は、保護者の同意が必要です。
虚偽の申請が発覚した場合は、応募を取り消しますのでご注意ください。

Q8 過去に作った動画や、既に公開している動画は応募できますか。

過去に作った動画でも応募できます。
また、過去に公開している動画でも、応募要項に沿っており、必要事項を記入して新規にYouTubeチャンネルへアップロードしたものは応募可能です。作品が2分

以上の場合は2分以内に再編集してから応募してください。
必要事項については、募集要項 P2 <YouTube アップロード時に記載する内容>をご覧ください。

Q9 店や教室、団体などの広告も兼ねて動画を応募したいと思います。店名・教室名・団体名等の宣伝や勧誘を行ってもいいですか。

当事業の開催目的は文化や芸術の振興であるため、動画や作品の説明に主催者が広告とみなす内容が含まれるものは応募できません。
このような動画が応募された場合は、主催者の判断で修正をお願いしたり、応募を取り消したりすることがあります。

【広告とみなすものの例】

動画内や作品の説明で、商品やサービスなどの情報を提供するような内容を表示する。

Q10 動画は2分以内ということですが、短すぎて発表ができません。どのようにしたらいいですか。

映画のコマーシャルのように、本編のダイジェスト版として2分以内の動画を制作し本事業に応募してください。応募した動画の説明欄に、本編があることを記入して興味のある方へ閲覧を促すことが可能です。ただし、審査の対象となるのは応募した動画のみです。

Q11 動画内で楽曲を使用しているのですが、JASRACなどの音楽著作権管理団体への利用申し込みは必要でしょうか。

利用する音楽がJASRACなどの音楽著作権管理団体の管理曲の場合には、著作権について音楽著作権管理団体への利用申込が必要ですので、応募者が手続きしてください。各音楽著作権管理団体の管理曲かどうかについては、各団体の公式サイト等でご確認ください。

Q12 応募すると、動画の著作権は事業の主催者に移転してしまうのですか。

応募によって作品の著作権が主催者へ移転することはありません。
ただし、受賞作品等は、主催者による審査結果発表、受賞作品展示、広報及びその他関連事業において、複製、放映、公衆送信（放送・ウェブサイトによる公開）、翻訳・翻案等の行為を無償でさせていただくことがあります。

Q13 応募フォームの記入に誤りがありました。どうすれば変更できますか。

福井市文化振興課（b-shinkou@city.fukui.lg.jp）へメールでご連絡ください。
修正が多い場合は、再応募をお願いすることがあります。

Q14 受賞作品等に選ばれた場合、作品の放映や展示があるということですが、どのような方法で実施されるのですか。

受賞作品等は、ハピテラス大型ビジョンや福井市の公共施設等で放映する予定です。